

平成 31 年 1 月 29 日

東京都千代田区大手町 2 丁目 3 番 2 号

住友商事株式会社

代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之



## 吸収分割に関する事前開示事項（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

住友商事株式会社（以下「当社」又は「分割会社」といいます。）は、平成 30 年 11 月 30 日に、住商鋼管株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結し、平成 31 年 2 月 1 日を効力発生日として、当社がその国内鋼管事業（軸受鋼管、油井管、ラインパイプ及び造管用コイル（ただし、丸一鋼管株式会社向けを除く。）に関連する事業を除き、メカニカル鋼管事業（国内のエアバッグに関わる事業）及び特殊管事業を含む。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件分割に関し、当社は、平成 30 年 12 月 12 日に「吸収分割に関する事前開示事項」を備置しておりますが、平成 31 年 1 月 29 日付で、承継会社との間で、本件分割の効力発生日を平成 31 年 4 月 1 日に変更する旨の吸収分割契約書に係る覚書を締結いたしましたので、当該覚書の内容を別紙のとおり追加いたします。また、当該覚書の締結に関連して、当該事前開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づき、以下のとおり、変更後の事項を開示いたします。

なお、変更箇所を下線を付して表示しております。

### 記

#### 3. 承継会社についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

- (3) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

承継会社は、平成 30 年 11 月 30 日付で、当社との間で別紙 1 の吸収分割契約を締結したほか、下記の各分割会社との間でそれぞれ吸収分割契約を締結しております。なお、いずれの吸収分割においても、その効力発生日は平成 31 年 2 月 1 日と定められております。

承継会社は、平成 31 年 1 月 29 日付で、下記の各分割会社との間で、当該吸収分割の効力発生日を平成 31 年 4 月 1 日に変更する旨の吸収分割契約書に係る覚書をそれぞれ締結しました。

(単位：百万円)

分割会社	承継する事業内容	(平成 30 年 3 月 31 日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
住友商事北海道株式会社	国内鋼管事業	0	0
住友商事東北株式会社	国内鋼管事業	0	0
住友商事九州株式会社	国内鋼管事業（特殊鋼管事業を含む。）	0	0

以上

別紙

吸収分割契約書に係る覚書



## 吸収分割契約書に係る覚書

住友商事株式会社（以下「甲」という。）及び住商鋼管株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した2018年11月30日付吸収分割契約書（以下「原契約」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約書に係る覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意義を有する。

### 第1条（本件分割の効力発生日の変更）

原契約第6条但書に基づき、本件分割の効力発生日を、2019年4月1日に変更する。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第2条（その他の条項）

本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項に関しては、原契約による。

### 第3条（協議事項）

本覚書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年1月29日

(甲) 東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
住友商事株式会社  
代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭誠之



(乙) 東京都千代田区一ツ橋一丁目2番2号  
住商鋼管株式会社  
代表取締役 片桐祐司

